厚生労働審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する審査専門委員会 運営規則 (案)

平成29年7月31日 厚生科学審議会科学技術部会 ヒト胚研究に関する審査専門委員会

厚生科学審議会科学技術部会運営細則(平成13年2月7日科学技術部会長決定)第9条に基づき、厚生労働審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する審査専門委員会は、以下のとおり運営する。

- 1. 会議及び会議資料の公開について
- (1)委員会の会議及び会議資料は、原則として公開する。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、又は知的財産権が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。

- (2)指針に基づくヒト胚作成研究計画に関する審査における会議資料 のうち、研究計画書等については、知的財産権の保護、個人情報の 保護又は審査の中立性等の観点から、委員会の委員及び説明者に限 り配布するものとする。
- 2. 議事録の公開について

委員会においては、会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開することを原則とする。ただし、1. (1) に掲げる場合に該当するときは、議事録に代えて議事概要とすることができる。

- 3. 審査の際に委員が退席すべき場合について
- (1)委員会の委員が、審査を行う計画等の関係者である場合には、審 査の際に退席するものとする。
- (2) 関係者の範囲については、次のとおりとし、その他疑義が生じた ときは、委員会において審議するものとする。
 - ①委員が研究実施者として計画等に記載されている場合

- ②委員が研究実施者と直接の上司又は部下の関係にある場合
- ③委員が研究実施者と同一の研究機関(注)に属する場合 (注)ただし、大学にあっては学部、附置研究所等の単位であること。
- ④委員が研究実施者と当該研究に関する共同研究を行っているなど密接な関係にある場合
- ⑤委員が申請等に係る機関の倫理審査委員会の委員である場合
- ⑥その他委員が研究実施者と利害関係にあると考えられる場合

4. 計画等の変更の審査について

- (1)委員会においてヒト胚作成研究計画の変更について審査を行う場合には、各委員に書面による審査を求めた後、すべての委員の同意を得たときに限り、委員長の判断により、当該審査結果をもって委員会の結論とすることができる。ただし、委員の1名以上から求めがあったときは、会議を開催して審査を行う。
- (2)書面による審査において委員より提出された意見及びこれに関する申請者の見解については、全ての委員に対して通知し、審査の参考とする。

5. 外部有識者の出席について

委員(委員長を含む。)は、議事に必要と判断するときは、外部有 識者に委員会への出席を要請することを提案することができる。

委員長は、上記の提案があった場合、当該外部有識者に出席を要請することについて、委員会で協議の上、決定する。